

総社市「赤ちゃんの駅」設置推進事業実施要領

（目的）

第1条 乳幼児を抱える保護者が、外出中に授乳や搾乳、おむつ交換等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、周知するとともに設置を促進することにより、安心して外出をすることができるまちづくりを推進することを目的とする。

（登録基準）

第2条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次の（１）及び（２）の場が提供でき、衛生面と安全面に配慮された施設とする。

（１）授乳・搾乳の場の提供

壁、パーティション、カーテン等で仕切られ、椅子等授乳や搾乳ができる設備が備えられ、利用者のプライバシーが守られること。

（２）おむつ交換の場の提供

おむつ交換台、ベビーベッド等乳幼児のおむつ交換が可能な設備があること。

（登録対象施設）

第3条 市内の公共施設及び民間施設とする。

（登録方法）

第4条 市長は、赤ちゃんの駅として登録を希望する施設管理者（以下「施設管理者」という。）から、赤ちゃんの駅登録申請書（以下「申請書」という。様式第1号）を提出してもらうものとする。

- 2 市長は、申請書の提出があったときは審査を行い、登録基準を満たすと認められるときは、赤ちゃんの駅登録台帳（様式第2号）に登載するとともに、施設管理者に赤ちゃんの駅登録証（以下「登録証」という。様式第3号）とステッカーを交付する。

（登録解除方法）

第5条 施設管理者が、赤ちゃんの駅の登録を解除しようとする場合は、赤ちゃんの駅登録解除届（以下「解除届」という。様式第4号）を市長に提出するとともに、ステッカーを返却する。

- 2 市長は、解除届を受け取ったとき、赤ちゃんの駅として登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は赤ちゃんの駅として適当でないと認めるときは、登録を解除する。

（施設の管理）

第6条 赤ちゃんの駅は、施設管理者の責任において管理する。

- 2 おむつ交換台を備えている場合は、転落事故防止に配慮し必要な措置（警告表示の貼付、交換台部品の定期的な点検など）を行うよう努める。

(施設の利用制限等)

第7条 施設管理者は、次のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき
- (2) 利用者が施設管理者の指示に従わなかったとき
- (3) 施設を臨時的に休業するとき
- (4) その他、施設管理上の支障があるとき

(表示)

第8条 施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けたステッカーを表示して管理する。

(広報)

第9条 市長は、市のホームページや刊行物への掲載等により、市民に広く周知する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、赤ちゃんの駅設置推進事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。